

○総務省令第七十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和八年デジタル庁・総務省令第六号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第十八号の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十六日

総務大臣 林 芳正

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていな

いものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法別表第十八号の総務省令で定める事務) 第十八条 法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕十 略</p> <p>十一 個人番号カード等省令第十七条の二第二項(同条第五項又は第六項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項(同条第五項、第六項又は第八項において準用する場合を含む。)の規定による提出を受けること若しくは旅券(効力を失っているものを含む。)の提示の確認、同条第三項(同条第五項、第六項又は第八項において準用する場合を含む。)の規定による記載等若しくは返還、同条第四項の規定による措置を講じること又は同条第七項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査</p> <p>十二 個人番号カード等省令第十八条の規定による記載等</p> <p>十三 略</p> <p>十四 略</p> <p>十五 個人番号カード等省令第二十八条第一項の規定による求めの受理、その求めに係る事実についての審査若しくはその求めに係る再交付(同条第五項の規定によるローマ字氏名の記載等を行った個人番号カードの再交付を含む。)又は同条第二項若しくは第六項の規定により返納される個人番号カードの受領</p> <p>十六 個人番号カード等省令第二十九条第一項の規定による求めの受理若しくはその求めに係る事実についての審査、同条第二項前段の規定による交付を受けようとする者が現に有する個人番号カードの受領若しくは新たな個人番号カードの交付又は同条同項後段の規定による記載等</p> <p>十七 略</p> <p>十八 個人番号カード等省令第三十三条第一項ただし書の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは設定、同条第二項から第六項までの規定による届出の受理若しくはそれらの届出に係る事実についての審査、同条第四項から第六項までの規定による設定又は同条第九項の規定による提出を受けること、変更若しくは返還</p> <p>十九 略</p>	<p>(法別表第十八号の総務省令で定める事務) 第十八条 〔同上〕</p> <p>〔一〕十 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>十一 〔同上〕</p> <p>十二 〔同上〕</p> <p>十三 個人番号カード等省令第二十八条第一項の規定による求めの受理、その求めに係る事実についての審査若しくはその求めに係る再交付又は同条第二項若しくは第五項の規定により返納される個人番号カードの受領</p> <p>〔新設〕</p> <p>十四 〔同上〕</p> <p>十五 個人番号カード等省令第三十三条第二項から第六項までに規定する届出の受理若しくはそれらの届出に係る事実についての審査、同条第四項から第六項までの規定による設定又は同条第九項の規定による提出を受けること、変更若しくは返還</p> <p>十六 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行する。